

再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助金の交付状況

鎌ケ谷市では、地球温暖化防止の推進に資することを目的として、温室効果ガスの削減に寄与する再生可能エネルギー・省エネルギー設備の普及を図るため、該当する設備を設置する市民に対し補助金を交付しています。

この制度は、千葉県補助金を活用して実施しているものですが、鎌ケ谷市の制度の大きな特徴として、太陽光発電システムを除き、県の補助額に市単費を上乗せする形で補助しております。

また、すべての設備を対象として、前年度に各設備を設置された方につきましても、県補助金では対象外となりますが、市単費により補助金を支出しております。県内でも同様の上乗せ補助をしている市町村は、少ないと聞き及んでおります。

下記の表に過去からの補助実績を一覧表にしております。

1. 太陽光発電システム

平成22年度から制度をスタートしておりますが、平成23年度から増加し、平成26年度は108件まで伸びましたが、それをピークに近年は減少・横ばい傾向となっております。

これは、東日本大震災後の省エネ・節電志向の高まりにより、設置件数が増えたことによるものと推察されますが、その後は、余剰電力の買取価格が年々引き下げられていることもあり、設置が頭打ちとなっている状況です。

しかしながら、脱炭素社会の実現に向けた社会的要請の高まりや、設備の老朽化による買い替え需要、市場価格の下落、等々を考慮いたしますと、今後も一定の件数は保たれるであろうと思われま

2. 燃料電池システム（エネファーム）

本年度は過去最少の3件のみでした。

国内において、エネファームは2014年（平成26）年までは新築に併せて設置する割合が全体の6割を占めていましたが、2016（平成28）年以降は既存住宅が新築住宅を上回っています。

既存住宅が新築住宅を上回ったのは、各メーカーから、既存住宅でも設置可能なコンパクトなモデルが発売されたため、今後はマンションなどの集合住宅への普及拡大に伴い、補助件数も増えていくものと推察します。

3. リチウムイオン蓄電池システム

2009（平成21）年にFIT法の前身となる売電制度「余剰電力買取制度」がスタートしました。この制度における売電期間は10年と制限があるため、制度開始から10年目となる2019（令和元）年に初めて売電期間が満了となる設置者が出てきました。このことにより、安い売電単価ではなく、自家消費を選択する設置者が増えたと推察され、全体に占める割合も増加傾向にあります。

4. 太陽熱利用システム

実績は平成30年の1件のみとなっております。

資源エネルギー庁によると、今後の普及拡大にあたっての課題は、「イニシャルコストの低減」・「高

効率化」とされています。

5. 窓の断熱改修

本年度から補助事業を開始いたしました。交付決定は6件ですが、その他、本制度への問い合わせを多数頂戴いたしました。現在多くのハウスメーカー、工務店、リフォーム会社などがPRしており、認知度が高まっていると思われます。

環境課といたしましては、広報・ホームページ・ポスター等による本制度の周知の他、各イベント開催時にもPRを行っておりますが、今後も再生可能エネルギー・省エネルギー設備の普及に努め、併せて地球温暖化防止対策を推進してまいりたいと考えております。

【表】各設備年度別補助金交付件数

設 備	年 度													累計
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3		
1. 太陽光発電システム	33	84	85	98	108	66	69	49	51	58	50	48	799	
2. 燃料電池システム(エネファーム)		4	5	11	15	19	12	5	8	6	9	3	97	
3. リチウムイオン蓄電池システム				0	11	7	18	24	35	41	47	44	227	
4. 太陽熱利用システム							0	0	1	0	0	0	1	
5. 窓の断熱改修												6	6	

